

県外から埼玉県公立高等学校への出願について

～ 隣接県からの隣接学区及び地域からの出願 ～

下記の隣接県の隣接学区及び地域からは、一般募集に出願できます。

(隣接学区及び地域に変更が予定されている場合には、あらかじめお知らせします。)

1 隣接学区

(1) 群馬県

- ・ 群馬県太田市のうち旧蕨塚本町を除く地域、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町に居住の方は、埼玉県熊谷市、行田市、加須市、羽生市、深谷市及び寄居町に所在する高校に出願できます。
- ・ 群馬県伊勢崎市及び玉村町に居住の方は、埼玉県本庄市に所在する高校に出願できます。
- ・ 伊勢崎市のうち旧境町の地域の中学校の生徒については、埼玉県深谷市のうち旧深谷市の地域に所在する高校にも出願できます。
- ・ 群馬県高崎市のうち旧新町及び旧吉井町の地域、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村及び甘楽町に居住の方は、埼玉県秩父市、本庄市及び小鹿野町に所在する高校に出願できます。

(2) 栃木県

栃木県栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町及び野木町に居住の方は、埼玉県行田市、加須市及び羽生市に所在する高校に出願できます。

(3) 茨城県

茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町及び境町に居住の方は、埼玉県さいたま市岩槻区、行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町に所在する高校に出願できます。

(4) 千葉県

- ・ 千葉県浦安市、市川市、松戸市及び千葉県第3学区に居住の方は、埼玉県草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町に所在する高校に出願できます。
- ・ 千葉県第3学区に居住の方は、埼玉県さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町に所在する高校に出願できます。

2 出願手続等

- ・ 一般募集における出願手続から発表に準じます。
- ・ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」(様式12:令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項内)を提出します。
- ・ 提出する書類は、すべて埼玉県所定のものとします。

3 その他

入学者選抜に係る詳細は、入学者選抜情報ページ「埼玉県内の中学校の方」の「埼玉県公立高等学校入学者選抜について」を参照してください。

～転居に伴う県外中学校からの出願～

令和6年3月31日までに、本県内に保護者とともに転居する予定の者は、あらかじめ次の手続により出願の承認を得た上で、一般募集に出願できます。

1 出願資格の要件及び必要書類

本県の公立高等学校全日制の課程に出願できる要件は、志願者が入学願書を提出する時点で、その保護者とともに県内に居住していることですが、令和6年3月31日までに、一定の理由で、本県内に保護者とともに転居する予定の者も、志願先高等学校長の承認を得た場合は出願できます。

本県以外の中学校卒業生（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）が本県の公立高等学校に出願する場合は、「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」（様式1）に以下に示す必要書類を添付して志願先高等学校へ提出し、出願の承認を受けてください。

（注）ここでいう保護者とは、父及び母の二人をいいます。父、母のいずれかが生存していない場合は生存する父又は母、父も母も生存しない場合は未成年後見人をいいます。

（1）出願時に、保護者とともに県内に居住している場合

要件	必要書類
ア 県外の国立大学附属又は私立中学校に通学している場合	住民票の写し（保護者と志願者について記載されているもので、申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの。）
イ 所管の教育委員会の承諾を受けて県外の公立中学校に通学している場合	住民票の写し（保護者と志願者について記載されているもので、申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの。） 所管の教育委員会が交付した区域外就学承諾書の写し
ウ 県外中学校を過年度に卒業している場合	住民票の写し（保護者と志願者について記載されているもので、申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの。）

（2）令和6年3月31日までに県内に保護者とともに転居する場合

（既に県内に単身赴任している一方の保護者の所へ転居する場合を含む。）

要件	必要書類
ア 保護者の転勤等により、県内の社宅に保護者とともに転居する場合	転勤（予定）証明書（様式2） （注）・ 転勤の発令予定日は、原則として令和6年4月1日以前であること。 ・ 転勤（予定）証明書には、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があること。 ・ 埼玉県内の住所から通勤可能な勤務先に転勤するものであること。 ・ 勤務先の社宅名、所在地及び入居予定日が

	<p>転勤（予定）証明書に記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
イ 埼玉県内の保護者名義の家屋に保護者とともに転居する場合	<p>家屋の登記事項証明書（登記簿謄本） （注）・ 申請日から3か月以内に発行されたものであること。 ・ 賃貸等を行っている場合には、3月31日までに明け渡される旨の証明書を添付のこと。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
ウ 家屋の新築により、県内に保護者とともに転居する場合	<p>確認済証（建築物）の写し （注）・ 建築主住所氏名欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置・地名・地番欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 工事完了予定日欄に、3月31日までの日が記載されていること。未記入の場合は、別に工務店等の証明書を添付のこと。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
エ 家屋の購入により、県内に保護者とともに転居する場合	<p>建物売買契約書の写し （注）・ 買主欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 引渡年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
オ 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）、公営住宅の賃貸家屋に保護者ととともに転居する場合	<p>賃貸借契約書の写し、入居証明書等 （注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
カ 一般の賃貸家屋に保護者ととともに転居する場合	<p>賃貸借契約書の写し （注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。</p>

	転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。
--	-----------------------------------

(備考) 県内に単身赴任している一方の保護者の所へ転居する場合で、すでに当該保護者の住民基本台帳が県内のいずれかの市町村に作成されている場合の必要書類は、保護者の氏名が記載されている住民票の写し（申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの）で代えることができます。

(3) その他、上記に該当しない場合

正当な事由があると認められた者に対しては、志願先高等学校長が出願について承認します。この場合、事情に応じて出願事由を証明する書類を提出してください。

2 手続を行う期間及び場所

(1) 期間

令和6年1月9日（火）から2月8日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
（可能な限り令和6年2月7日（水）までに出席承認の申請を行ってください。）

(2) 場所

志願先高等学校

(3) その他

上記（1）の期間外においては、手続を行うことはできませんので、期間内に手続が行えるよう提出書類の準備をお願いします。

3 交付書類

志願者は、上記1の必要書類を志願先高等学校長へ提出し、出席資格について審査を受け、出席を承認された場合は、次の書類の交付を受けてください。

- 埼玉県公立高等学校出席承認書（様式3）
- 入学願書
- 受検票
- 実施要項等

4 志願先高等学校に提出する書類

- 埼玉県公立高等学校出席承認書
- 入学願書
- 受検票
- 調査書（出身中学校長が作成したもの）

（注）出席期間、調査書等の提出期間等については、実施要項等を参照してください。

5 入学願書の記載等について

- ・ 入学願書及び受検票は、所定の様式を用い、必要事項を記入してください。
- ・ 調査書は、所定の様式を用い、実施要項等に基づいて出身中学校長に作成してもらってください。
- ・ 入学願書、調査書についての不明な点は、以下の7にある連絡先へお問い合わせください。

6 出願手続及び志願先の変更等について

(1) 出願手続

出願の際、入学願書に、志願先高等学校において交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出してください。

※ 今年度は、県立高等学校11校、さいたま市立高等学校及び川口市立高校（全日制）で電子出願手続を実施します。詳細については、以下のリンク先『令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項』を参照してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r6nyuushi-jouhou.html>

(2) 志願先高等学校を変更する場合

出願について承認を受けた後、志願先高等学校を変更する場合には、交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」等の関係書類を返却するとともに、提出済みの「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」等の書類を返還してもらい、新たな志願先高等学校へ改めて出願承認の申請を行ってください。

なお、出願後における志願先変更については、実施要項等に従って行います。この場合は、改めて出願承認の申請は行わず、変更前の高等学校で返還された「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」を志願先変更証明書に添付してください。

ただし、定時制の課程から全日制の課程への志願先変更の場合には、同様の手続を行うとともに、併せて住所又は住居に関する書類（1（1）若しくは（2）による）を添付し、県内に保護者とともに居住することを当該高等学校において確認してもらうことが必要です。

(3) 上記（2）の取扱い

上記（2）の取扱いは、公立高等学校から公立高等学校へ志願先を変更する場合をいい、県立高等学校と市立高等学校の別は問いません。

7 問い合わせ先

(1) 出願資格に関して

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当
（電話： 048-830-6735）

(2) 入学願書、調査書に関して

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課
（電話： 048-830-6766）

(様式1)

埼玉県公立高等学校出願承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

高等学校長

志願者 住所

氏名

昭和・平成 年 月 日生

保護者 住所

氏名

志願者との続柄

連絡先電話番号

転居先 住所

貴校に出願したいので、下記事由により承認について申請します。

1 事由（具体的に記入）

2 事由を証明する添付書類名

上記の事由に相違なく、また、令和6年度公立高等学校の入学志願に当たっては、埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。

令和 年 月 日

都道府県
学校電話番号

市町村立

学校長



出願承認申請書の記載例

(様式1)

埼玉県公立高等学校出願承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県立高砂 高等学校長

志願者 住所 島根県松江市中央1-51-3

氏名 埼玉 太郎

昭和・平成20年 10月15日生

保護者 住所 同上

氏名 埼玉 一郎

志願者との続柄 父

連絡先電話番号 123-456-7891

転居先 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15

貴校に出願したいので、下記事由により承認について申請します。

1 事由（具体的に記入）

父親の転勤により埼玉県に転居することになったため。

志願理由ではなく、出願承認を申請する理由（〇〇による転居等）を記入します。

2ページから4ページまでに記載されている必要書類の中から、用意した書類名を記入します。

2 事由を証明する添付書類名

賃貸借契約書の写し

現在通っている中学校が記入します。

上記の事由に相違なく、また、令和6年度公立高等学校の入学資格に当たっては、埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。

令和 年 月 日

都道府県
学校電話番号

市町村立

学校長

印

(様式2)

転勤（予定）証明書

令和 年 月 日

(宛先)

高等学校長

(勤務先の長等の職・氏名)

職 名

氏 名

(保護者の氏名) は、令和 年 月 日付けにて（転勤先の事業所名等）に転勤したことを（転勤を命ずる予定であることを）証明します。

なお、家族とともに下記の社宅（寮）に入居の予定です。

記

- 1 社宅（寮）名
- 2 所在地
- 3 入居予定日

(様式3)

埼玉県公立高等学校出願承認書

令和 年 月 日

様

埼玉県

高等学校長



令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜において、下記の事項に基づき、あなたが本校に出願することを承認します。

なお、出願に当たっては、入学願書に、この埼玉県公立高等学校出願承認書を添付して提出してください。

記

志願者 住所
氏名

昭和・平成 年 月 日生

保護者 住所
氏名
志願者との続柄
連絡先電話番号

転居先 住所